

# すばらしいみやぎを創る運動 功績者等表彰要項

すばらしいみやぎを創る協議会  
平成27年6月9日最終改正

(趣旨)

- 1 すばらしいみやぎを創る協議会（以下「協議会」という。）は、すばらしいみやぎを創る運動（以下「運動」という。）を多くの県民に広げるため、運動の普及・推進に貢献する個人及び団体を表彰し、その栄誉を讃えます。

(定義)

- 2 表彰の対象となる「団体」とは、非営利団体（公益を主目的として活動する特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、ボランティア団体、地縁組織及びその他の任意団体等）及び営利団体等（営利を主目的として活動する株式会社及び有限会社等並びに共益を主目的として活動する事業者団体等）をいいます。

(表彰の対象)

- 3 表彰は、県内に3年以上居住する個人及び県内で3年以上活動する団体であつて、次の事項に該当する者に対して行います。
  - (1) 協議会が掲げる「4つの運動の柱」に即した社会貢献活動を3年以上継続して行い、運動の普及・推進に関する功績が顕著な個人及び団体
  - (2) 協議会が掲げる「4つの運動の柱」に即した東日本大震災の復旧・復興活動に率先して取り組み、運動の普及・推進に関する功績が顕著な個人及び団体
  - (3) 市町村協議会の役員又は協議会が委任する運動推進委員の職責を3年以上継続して務め、運動の普及・推進に関する功績が顕著な個人
  - (4) その他運動の普及・推進に関し、特段の功績が認められる個人及び団体

(表彰の対象から除かれる者)

- 4 3にかかわらず、次の者は、表彰の対象から除きます。
  - (1) 職務・業務として3に該当する活動を行った個人及び団体

(2) 3に該当する活動によって、過去に叙勲、大臣表彰、宮城県知事表彰、公益財団法人あしたの日本を創る協会等が主催するあしたのまち・くらしづくり活動賞の表彰又は本運動功績者等表彰を受けた個人及び団体

ただし、過去の表彰から5年以上の期間が経過し、かつ、当該表彰の理由と異なる活動によって3に該当するものは、この限りではありません。

(表彰の時期)

5 表彰は、必要があるとき行います。

(表彰の方法)

6 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行います。

(被表彰候補者の推薦)

7 被表彰候補者の推薦は、次のとおり行います。

(1) 推薦機関は、市町村及び協議会構成員とします。

(2) 被表彰候補者数は、市町村及び市町村協議会については一推薦機関につき個人2名及び2団体まで、市町村協議会以外の構成員については一推薦機関につき個人1名及び1団体までとします。

(3) 推薦に係る提出書類は、別添の推薦書(様式1)、推薦調書(様式2-1又は様式2-2)及び活動状況を裏付ける資料(任意添付)とします。

(被表彰者の決定)

8 被表彰候補者の推薦を行っていない協議会構成員のうち会長が指名する構成員の職員3名を審査委員とする審査会によって、予算の範囲内で被表彰者を決定します。

(雑則)

9 この要項に定めるもののほか、表彰事務の施行に関し必要な事項は、協議会の事務局において別に定めます。